静岡県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和４年４月15日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１　保安林の所在場所

賀茂郡河津町大鍋字橋詰212の１、212の３、213の１、213の２、214の１

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字橋詰212の１・213の１・213の２・214の１（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所及び河津町役場に備え置いて縦覧に供する。）